

10月25日 都の補助金制度の継続を求める

「緊急集会」開催報告

＜「都知事宛て要請書」の署名集めにご協力を！＞

10月25日、都の補助金制度の継続を求める「緊急集会」を角筈区民センターにて開催しました。定例会を変更して、急きょ集会を開催することになりました。それは、今年8月に行なった都の担当課との懇談で、「2011年度までに新体系移行を進めている。それまでは都として支援していくが、それ以降については現在調整検討中」との回答があったからです。

「放課後連・東京」に加盟している54グループは、ほとんどが都独自の補助金制度で補助金を受けて運営しています。これまでも、制度の継続を求めて担当課と懇談を重ね、都議会に請願を提出してもきました。しかし、もしも2012年度以降、都の制度が廃止されるようなことがあれば、私たち放課後グループの運営は立ち行かなくなります。

そこで今回、都知事宛てに要請書を提出し、「東京の放課後活動が移行できるような国の制度ができるまでは、2011年度までに限らず、都の補助金制度を継続してほしい」と訴えていくことにしました。集会当日は、加盟以外のグループの方も含めて50名あまりが集い、情勢や運動の意義等について確認し合いました。（文責：「放課後連・東京」事務局）

＜情勢報告＞

市橋 博氏（障都連事務局長）

「全国に誇るべき都の施策

—— 通所訓練事業を守ろう！」

◎国に先駆けた先進的な都の施策

都独自の通所訓練事業が始まったのは1971年。その頃は、学校に通えない子どもや幼児を対象とした療育や学びの場を支えるものでした。1974年に、全国に先駆けて都で全員就学が実現してからは、幼児の療育の場として、また卒業後の訓練の場にも適用されるようになり、共同作業所があちこちにできてきました。

1980年頃、放課後活動も補助金が受けられないかと、何度も都庁に出向いて粘り強く訴えた結果、放課後グループにも適用されるようになりました。

国がやらないことを都独自で先進的に取り組み、全国に広げてきたことは非常に素晴らしいことです。この制度がなかったら、作業所や放課後グループはできていないし、障害者・児がどんな状況になっているかは想像に難くありません。

しかし、今の都の姿勢は、自立支援法ができたか

放課後連・東京ニュース

《No. 88》2010年11月5日

障害児放課後グループ連絡会・東京
（放課後連・東京）

江東区扇橋3-3-7 2階 さくらんぼ子ども教室内
〒135-0011 TEL・FAX 03(5683)0871

らと、その枠内に都の事業を押し込めようとしています。発展していく事業を行政が支え、責任を持ってやる必要があるのに、安上がりな事を進めようとしているのではないのでしょうか。

◎都の施策を責任をもって続けてほしい

都の補助金制度は、都が年度初めに事業所に補助金を交付し、その範囲内で運営をしていくというものです。自立支援法の、利用者が事業所と契約するという枠組みや、「9割は出しますよ。だから1割くらいは負担してもよいでしょう」という考え方とは根本的に異なります。事業が安定する枠組みや考え方をしっかり守り、都が責任をもって独自の施策を続けていくよう、訴えるべきです。

さらに、放課後活動の存在や意義を認めてもらえるよう、実態や情報を知ってもらえるよう、大きな声で意見を言っていく必要があります。そのためにも、今回の都知事への要請署名はとても意義があります。署名を積み上げてみんなで手渡し、都の施策を責任持って続けていくよう、訴えていきましょう。

<行動提起>

村岡真治(「放課後連・東京」会長)

「連帯の精神を発揮して運動を進めよう！」

◎「現在調整中」——これまでの運動の成果

2006年に自立支援法が実施されてから、「放課後連・東京」では、都の独自施策の継続を求めて、都や都議会に働きかけてきました。そうした行動を振り返ってみると、都が、2012年以降は都の補助制度をなくすと言わず、「現在調整中」と言わざるをえないのは、私たちのこれまでの運動の成果です。今回の「都知事宛て要請書」も思いつきでやるのではなく、これまでの流れの上にあります。

◎基本となる運動の方向

現在、都の制度では新規グループへの補助金交付は認められていません。ですから、ランクアップや「地域デイグループ事業」から「訓練事業」への移行、新規グループの立ち上げなどをしたくてもできない状況にあります。そこで、「新体系移行」を検討するグループもありえます。

しかし、「新体系移行」には様々な問題があります。①準備の問題→法人格の取得、職員の確保、事務の繁雑さなど。②自立支援法の問題→「応益負担」の仕組み。「費用負担」の問題だけでなく、「尊厳を傷つける」「日払い」をもたらすなどの問題がある。③今の制度の問題→移行先と考えられることもある「児童デイサービス事業」は、本来は乳幼児の療育のための事業。「日中一時支援事業」は、大人を含む一時預かりで、市町村事業のために公費の水準が低い。④新法実施の時期→国の方針では、2013年8月までに新法実施の方向を打ち出している。

2011年末までに「新体系移行」しても、またすぐに移行となり、運営に混乱をきたす。

基本的な運動の方向としては、「新しい、応益負担のない法律」のもとで、「新しい、放課後活動のための制度」に移行することになります。ただし、「理想どおりにいくのか?」「先の見通しが持てない」などの不安もあるかもしれません。だからこそ、「自立支援法廃止、新法づくりを確かなものに」という運動に参加していきましょう。そして、そういう法律や制度ができるまでは、都の補助金制度の継続を求めていきましょう。

◎署名集めを通して、運動を広げよう！

この都知事宛ての要請署名は、都議会請願と異なって、法的な効果はありません(都議会請願では、採択・趣旨採択になれば、行政もそれを尊重して施策を行うことになる)。しかし、「運動的な効果」はあります。私たち放課後グループの存在や大切さを多くの人に知ってもらい、放課後グループを守るために、都の補助金制度を守ることが必要だという世論を高めていきましょう。

6月に開いた「第15回学習集会」では、オリジナルソング『輝け!ぼくらの放課後』をみんなで合唱しました。こんなふうには私たちは、気持ちを1つにして取り組む力をもっています。今こそ、その連帯の精神を発揮して、本気で署名を集めましょう。難しく考えずに気持ちを込めて訴え、運動を広げていきましょう。

「都知事宛て要請書」の署名集めにご協力をお願いします！

「都の補助金制度を継続し、東京の障害児放課後グループを守ってほしい」という私たちの声を束ねて都知事に届けたいと思います。

11月いっぱい、署名に取り組みます。全国どこでも、代筆でもOKです。印鑑も必要ありません。一人でも多くの方のご協力をお願いいたします。

署名の集まった「要請書」は、「放課後連・東京」の事務局までお送りください。

活動報告 (2010年7月～2010年10月)

7/1 (木) 事務局会議

6 (火) すきっぷ(三鷹市)お披露目会出席

12(月) 定例会：総会的な位置づけの話し合い

13(火) 青年・成人期集団活動交流会

8/6 (金) 東京都福祉保健局障害者施策推進部
自立生活支援課への要請行動(都庁)

9/9 (木) 事務局会議

13(月) 定例会：「東京都特別支援教育推進計画
第三次実施計画について」

23(祝・木) 全国放課後連総会(京都)

30(火) 青年・成人期集団活動交流会

10/14(木) 事務局会議

25(月) 緊急集会

※定例会議・事務局会議は、角筈区民センターにて